

平成27年度 第2回伊予市総合教育会議 会議録

1. 日 時 平成28年1月20日（水）午後3時30分から

2. 会 場 教育委員会会議室

3. 出席委員

伊予市長	武 智 邦 典
教育委員長	矢 野 ひとみ
教育委員	鷹 尾 秀 隆
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	水 口 良 江
教育長	渡 邊 博 隆

4. 会議に出席した事務局職員

事務局長	靄 岡 正 直
教育総務課長	大 西 昌 治
社会教育課長	森 田 誠 司
指導主幹	紺 田 順 一
指導主事	久保田 貴 章
学校教育課課長補佐	皆 川 竜 男
社会教育課課長補佐	矢 野 真 人
教育総務課課長補佐	小 田 忠 幸

5. 協議事項

- (1) 伊予市教育大綱の策定について
- (2) 伊予市いじめ防止等のための基本方針について
- (3) その他

午3時30分 開会

○靄岡局長 開会を宣言

最初に、武智市長からあいさつを申し上げます。

○武智市長 失礼をいたします。

教育委員の皆さん方におかれましては日ごろより教育行政につきましていろいろと御尽力を

賜っておりますこと、この場をおかりして改めてお礼を申し上げます。

また、総合会議ということで本日2回目となっておりますけれども、(1)の伊予市教育大綱の策定について、(2)伊予市いじめの防止等のための基本方針について御協議をいただくことになっております。(1)については地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、地方公共団体の長は教育振興に関する大綱を定めるように規定されておりますので、この後、伊予市教育大綱の策定について提案をしておりますので御協議くださいますようお願いを申し上げます。

なお、これらに関しましては伊予市教育行政の根幹をなす大切な案件であろうと思いますので、十分御審議の上、御承認をいただけますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○鶴岡局長 続きまして、協議事項に入りますが、伊予市総合教育会議設置要綱第4条に、市長が議長となるとありますので、以下の協議につきましては市長の進行でよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、早速ではございますけれども、協議事項に入らせていただきます。

まず、(1)伊予市教育大綱の策定についてであります、この大綱(案)につきまして、事務局から説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

事務局、お願いします。

○大西課長 失礼します。

では、私のほうから伊予市教育大綱の説明のほうをいたしたいと思います。

お手元の資料を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

まず、1ページをお開きください。

伊予市教育大綱は、平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の3に基づく大綱です。本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。

2ページに移ります。

まず、1、基本理念としまして、生涯教育都市の創造を掲げております。また、これの補足としまして以下、4つの項目を上げております。心豊かで創造力がある市民の育成、未来を担う子どもたちの健全な育成、学びの機会の充実と歴史・文化の未来への継承、日常的にスポーツに親しむ元気なまちづくりの推進としております。

続きまして、2、教育大綱の体系。伊予市教育大綱は、生涯教育都市の創造を基本理念としまして3つの基本目標と8つの基本方針を設定し、伊予市の将来像である「まち・ひとともに育ち輝く伊予市」の実現を目指すものでございます。

3、計画期間ですが、これにつきましては伊予市におけるまちづくりの第二次伊予市総合計画を踏まえまして平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3 ページをお開きください。

3 ページに先ほど申し上げました基本理念と基本目標をフローチャートで示しております。まず、基本理念としまして生涯教育都市の創造。続きまして矢印から下に基本目標を掲げております。

基本目標 1、社会総がかりで取り組む教育の推進。この基本方針としまして、(1)学校・家庭・地域が連携した教育の推進。(2)安全・安心な学校づくりと教育環境の整備。

続きまして、基本目標 2 としまして、生きる力を育む教育の推進。この基本方針としまして、(1)確かな学力、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進。(2)人権・同和教育の充実と児童生徒の健全育成。(3)特別支援教育の充実を掲げております。

続きまして、基本目標 3 としまして、生涯学習の推進と文化・スポーツの振興を掲げております。この基本方針としまして、(1)地域の教育力を育む生涯学習の推進、(2)文化の振興・文化財の保護、(3)スポーツ・レクリエーションの振興を掲げております。

4 ページからそれぞれの詳しい内容を載せております。

4 ページを見ていただければと思います。

まず、基本目標 1、社会総がかりで取り組む教育の推進。この基本方針としまして、

(1)学校・家庭・地域が連携した教育の推進。

急速に変化する社会情勢を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、学校・家庭・地域が連携協力して地域に開かれた信頼される学校づくりを推進し、子どもたちの成長を支援します。

また、学校・PTA・愛護班・公民館等の連携により、ボランティア活動や自然体験活動、子どもたちが安心して活動できる場の確保に努めます。

さらに、青少年の健全育成、子育て講座や家庭教育、子育てサポート事業による家庭・地域の教育力向上を推進します。

(2)安全・安心な学校づくりと教育環境の整備。

教職員の危機管理意識を高め、校内の危機管理体制を整備するとともに、幼児・児童・生徒及び教職員の安全確保、地域ぐるみで児童・生徒を見守る体制の強化、学校給食の安全性の確保に努め、さらに、老朽化施設の改修や長寿命化等により子どもたちが安全で安心して学べる教育環境を確保していきます。

また、防災教育や交通安全・防犯教室などを通じて子どもたちに自からの命は自から守るという意識を育てていきます。

5 ページをお開きください。

基本目標 2、生きる力を育む教育の推進。

(1)確かな学力、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進。

知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、子どもたちに生きる力を育んでいく必要があります。

す。

そのために、幼稚園においては、生きる力の基礎を培うために、学びや育ちの連続性を目指した幼児教育に努めていきます。

また、小・中学校においては、確かな学力の定着・向上を図るとともに、倫理観や社会性、規範意識の向上を図り、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力の育成と体力の向上に取り組んでいきます。

(2) 人権・同和教育の充実と児童生徒の健全育成。

日常生活に人権尊重の意識が定着することを目指し、社会教育と学校教育が一体となり、同和問題をはじめとする様々な人権問題の根幹を正しく知り、正しく伝える活動を計画的・継続的に推進するとともに、学校や地域等における推進体制の充実を図ります。

また、児童・生徒のいじめや不登校等の生徒指導上の諸問題についても主体的に取り組んでいきます。

(3) 特別支援教育の充実。

障がいのある子どもたちが安心して学ぶことができる環境整備に取り組んでいく必要があります。そのために、学校での支援体制づくりや教育相談体制を確立するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の理解のため、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図っていきます。

さらに、共生社会の実現に向け、障がいのある子どもとない子ども、そして地域の人々との交流・学習に積極的に取り組んでいきます。

基本目標 3、生涯学習の推進と文化・スポーツの振興。

(1) 地域の教育力を育む生涯学習の推進。

多様化する生涯学習に対する住民ニーズに応えるため、図書館や各地区公民館等を核として、地域の特性を生かした生涯学習を推進します。そのために、学習環境や活動の場、学習者や指導者のネットワークを広げることにより、市民の学びに対する意欲をさらに高め、学びを通して気軽に社会参加することが社会貢献につながり、地域の社会活動を通して学ぶことで、活力ある地域づくりの推進に努めます。

(2) 文化の振興・文化財の保護。

豊かな自然と歴史に育まれた多様な地域文化や伝統芸能などの保存・伝承を支援し、新たな地域文化の創造に取り組むとともに、芸術文化の学びの場や活動成果の発表の機会を整備することにより、芸術文化の振興を図ります。

また、数多くの文化財の適切な保存や、関連する展示会等の開催による積極的な活用を通じて、市民の地域への愛着心の醸成や地域コミュニティの形成を推進します。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興。

ワークライフバランスや高齢化の進行など社会環境が多様化する中で、生きがいづくりや健康増進、体力の向上など、スポーツの果たす役割は益々増大しています。

そこで、スポーツやレクリエーションの各種大会や教室の開催を通じて、幅広い年齢層のスポーツ人口の拡大や世代間の交流を図り、心身ともに健康で生きがいのある生涯スポーツの振興に努めます。

また、スポーツ関係団体育成のための積極的な支援を行うとともに、市民のスポーツの生活化・定着化の促進を図ります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局の説明は終わりました。

ただいまの説明に対しまして、御質問また御意見等ございましたらよろしく願いをいたします。

○矢野委員長 よろしいでしょうか。

○議長 矢野委員長さん。

○委員 5 ページの生きる力を育む教育の推進の中の(3)特別支援教育の充実っていう項目なんですけれど、特別支援教育を推進して充実、発展させていくために今大事なキーワードは自立と社会参加という言葉が一つあるんじゃないかなと思います。非常に特別支援教育にとってはこのキーワードが重大である。ただ子どもたちのニーズに応じて指導するだけではやっぱり市の教育大綱としてはちょっと足りないのかなというような気もするので、どこかにこの自立と社会参加という言葉があればなお一層学校での教育、よりもっと次に一步進んだあたりのことも網羅されるんじゃないかなというふうな気はするんですけど、いかがなものでしょうか、皆さんの御意見お願いしたいと思います。

○議長 矢野委員長さんの今の御提案に対しましては、自立と社会参加という言葉を入れるべきではなかろうかというような御意見、御提案を賜りました。御異議はございませんか。

教育長。

○渡邊教育長 今、矢野委員長さんが言われた言葉、確かに入れてほしいなという文言だろうと思うんですけども。それで、提案として1つ、一番頭のところにこういうふうに入れさせていただいたらと思います。

障がいのある子どもたちが自立と社会参加を目指し安心してもらうことができる環境整備に取り組んでいく必要があります。そこへ入れたらどうだろうかということで御検討ください。

○矢野委員長 子どもたちがの次ですか。

○渡邊教育長 子どもたちが自立と社会参加を目指し。

○矢野委員長 これなら入りますね。ですので、1つ項目を起こすにはここだけがいっぱいになって困るなど、どこかに入ればと。

○議長 (3)の、文章の中に入れることで委員長さんの御意見はよろしかったですかね。

○矢野委員長 はい。

○議長 わかりました。

ほかの教育委員さん、この件に関して何か御意見がございましたらお願いします。

○高橋委員 よろしいですか。

○議長 高橋委員さん。

○高橋委員 特別支援教育の充実の中の項目として考えるなら私は今の教育長さんの御意見、「子どもたちが」の後ろに入れるということに賛成いたしますが、一方で、自立と社会参加を目指しということは障がいのある子どもたちだけではなく全ての子どもにも当てはまるのかなという気もするのですが、いかがでしょうか。

○矢野委員長 よろしいですか。

私が言った意味では、もちろん高橋委員さんが言われたように、これはもう特別支援、障がいのある子どもたちだけでなく全ての子どもだって大人だって全部自立と社会参加を目指すということなんですけれども、今までの特別支援教育の流れからよりより一歩、もう一つ前に出る、簡単に言えば特別障がいがあるからもうそこでみんなで何かをしてって、安い給料もらってどうのこうのっていうんじゃないくて、少なくとももっと向こうに出る、一歩進む、そういう意味で自立と社会参加っていうふうなのが結構重要視されて、文科省のほうでも重要視されているので、それをこの中に入れたらどうかっていうふうな意味で言ったわけなんです。特に市の大綱としてはやっぱりそれがあったほうがいいかなというので言っただけです。

○議長 より特別支援教育に対してインパクトのある文言にしたいということでございますので、その点はお含みいただきたいと思います。

○高橋委員 入れることに対してはやぶさかでないです。入れる場所も私は先ほどの場所で賛成です。

○渡邊教育長 もう一つ。

○議長 教育長。

○渡邊教育長 今、高橋委員さんが言われた自立と社会参加を目指してというふうな意味合いは、いわゆる生涯学習でも全て該当するというのはもう当たりなんですけど、そういうものの中から1番目にもあります子どもたちに生きる力、生きる力という言葉の中にそういうものも含まれておることなんです。ですから、生きる力を育てていくためには自立も必要だし、社会参加も必要であるというふうに御理解いただくといいんではなかろうかというふうに思います。

○議長 この点に関しましては特に皆さん方、御異議もございませんので、(3)の特別支援教育の充実というところに関しまして、障がいのある子どもたちが自立と社会参加を目指し、安心して学ぶことができる環境整備に取り組んでいく必要があります。という文言に変えさせていただきます。

本来であれば事務局に一任いただけますかという言葉が入るんですけど、このことに対してはそれでよろしくお願ひしたいと思います。

○紺田指導主幹 議長。

○議長 紺田先生。

○紺田指導主幹 今回の特別支援教育の充実のところで少し文章表記の点で変えさせていただいたと思う部分がありまして、上から4行目の「障がいのある幼児・児童・生徒の理解のため」というふうな表記になっているんですが、このところを「幼児・児童・生徒の理解に努め、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図っていきます」というふうに改正していただきたらと思うんですがいかがでしょうか。

実際に児童・生徒の状況をしっかりと理解した上で、じゃあどういった支援がその子に必要なのかっていうのを考えるようなつながりになっていきますので、そこは努めというふうに変えさせていただいたほうが適切かと考えております。

○議長 今回の紺田先生の御意見に対しまして、いかがでしょうか。

○矢野委員長 次に係る言葉としたら「ため」ではないですね。「努めて」と持っていくほうがいいと思います。

○議長 では、児童・生徒の理解に努めという文言に、「のため」を「努め」に変えさせていただきます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水口委員 構いませんか。

○議長 水口委員さん。

○水口委員 私の知識不足だけなら了解なんですけれど、基本目標1の(2)安全・安心な学校づくりと教育環境の整備のところで、専門用語は余り使わないほうがいい、わかりやすい表示をつていうのはもう行政がずっと取り組んできたことなんです、真ん中あたり、上から3段目で、老朽化施設の改修や、この次の言葉なんです、長寿命化等、これはちょっと私何のことやらわからなくて、お伺いはしたんですけれど、この言葉つていうのは皆さんがわかる言葉なんです。私が知ってないだけならそれはもう了解なんですけれど。一般の方が見てわかりやすい表現のほうが私はいいのかなというふうな気がいたしました。

それともう一点なんです、5ページなんですけれど、(1)のところなんです、4行目になりますか、幼稚園において生きる力の基礎を培う、基礎をつていう言葉が何かしっくりこないんです。

それと、(1)の最後から2行目なんですけれど、生涯にわたってというこの言葉です。生涯にわたって取り組んでいきますと、この生涯にわたって、小・中学校ですから、ここ辺の表現の仕方が何となくしっくりこないんですけど、どう直したらいいかというのは私もちょっとわからないんですが、何かどうなのでしょう。これが適切なのでしょう。その2点だけちょっと協議をしていただけるとありがたいなと思います。

○議長 長寿命化という文言を一般の方々にもっとわかりやすい言葉にしたかどうかという御

意見であります。市役所の職員さんはわかっとしてもそれではいかんでしょと。それはごもつともな御意見だと私も思います。

当たり前に長寿命化計画とかといっていろいろと新聞紙上でも書いてはおりますけれども、例えば三秋のごみの処理施設を少しでも長くこなせるために再度、長寿命化計画に取り組みますとかという文言ですけど、それは特定の間がわかるようなことだと思いますので私も認識しています。

何かありますか、いい言葉。というよりも、まず矢野委員長さんと水口委員さんの御提言に対して御異議があれば、教育委員さんの中で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ないようですので、直す方向でございますけれども、ここで常に字句等については事務局に御一任していただけますかというわけにいかないの、一つ一つ直していかんと思います。

○高橋委員 質問してよろしいですか。

○議長 高橋委員さん。

○高橋委員 この長寿命化というのは老朽化という意味ではなくて、逆に長もちさせるという意味での言葉なんですよね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○議長 わかりにくい文言をあえてわかりやすい文言に変えるというよりも、わかりにくい文言そのものを削除しても構わんのやないかな。

○渡邊教育長 今、改修の中に長もちもさせるというふうなことも含んでいるとなると、そのところで改修等によりとし、長寿命化を削除するのはいかがですか。

○大西課長 そうですね。安全性を子どもたちに安全で安心な環境ということですので、やはり老朽化が著しいイコール危険性をはらんどるっていうことになろうかと思しますので、先ほど教育長さんがおっしゃられたとおり、その危険校舎を改修によって安全性を確保すると、この長寿命化っていうのは安全性には直接にかかわってないような感じを受けますので、もう長寿命化っていう言葉は削除したほうがよろしいかと思します。

○議長 これ1点聞くけど、この老朽化施設の改修や長寿命化等という文言のこの並行して並ぶことは何か愛媛県か何かの資料にあったわけ。余り老朽化施設の改修の次に何というか、長寿命化っていうのは余り使わんかもしれんわな、やっぱり。

教育長さんの御提案が老朽化施設の改修等によりということで、長寿命化という文言をもう外しましょうということでございました。教育委員さん、よろしいでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 事務局、そういうことでこの分に関しては。

続きまして、5ページの(1)の6行目の生涯にわたってという御意見、小・中学校において

しっかりした学力を定着、向上を図っていき、周りに豊かな社会性や規範意識の向上を図り、一生を通じてスポーツに親しむ資質や能力の育成と体力の向上に取り組んでいきますという部分の生涯にわたってということが幾分、文章としてどうなのという御意見がございましたが、この点に関しまして御意見ございませんか。

○渡邊教育長 実は、この文言を引用したのは、いわゆる学校教育基本方針の表題が実は幼児教育の推進の中で生きる力の基礎を培う幼児教育の推進という言葉を使って今までの幼児教育のことを書いているのが、その言葉を引用して作成したわけです。

○水口委員 基礎の言葉がね。基礎という表現が何かしっくりこないなということと、生涯にわたって取り組んでいきますというこの言葉のあらわし方が何か少し。

○紺田指導主幹 少し御説明をさせていただいたらと思います。

まず、幼稚園教育における生きる力の基礎を培うという部分なんですけれども、実際にこの生きる力の具体的なものとして、(1)のタイトルにもあるように、生きる力というのは確かな学力、いわゆる教科的な学習です。

それから、豊かな心というのは道德教育が中心になってくると思います。健やかな体っていうのはこれは健康体、体育的なものが中心になってくると思います。そういったものが具体的に教育活動に取り入れられるのが小学校に入学してからというふうになってきます。

その小学校、中学校においてはこういった生きる力を子どもたちに身につけるさせるために具体的な教育活動が始まってくるわけなんです、ただ幼稚園教育の場合はそういった教科の学習をしたりとか、いわゆる道德の時間ですよというふうな時間が特別に設けられてなくて、教育全体の中でそういったものを少しずつ養っていくというような教育課程になっております。

したがって、小学校に上がる前にこういった生きる力を身につけさせる活動が始められるための基本的な力を幼稚園教育の中で少しずつ身につけてほしいというような意味合いでこの生きる力の基礎を培うというような表現をさせていただきました。

そして、幼稚園教育で大事なものは、やはり3歳児、4歳児、5歳児、そして小学校1年生へとつながっていくための学びとか、それから育ちのきちとした連続性を持たせた教育が必要になっていくというところでその後半部分につなげさせていただきました。そういうふうな考えでこのところは表現をさせていただいております。

それからもう一点、生涯にわたってスポーツに親しむというこの生涯なんです、やはり現在、今学校教育で一番スポーツ体系にとって一番大事なものは、子どもたちが学校を卒業してもやはり学校の中で習ったこういった体育的な活動、楽しかったら、また大人になっていっても続けたいなというような、そういう生涯スポーツ、生涯体育へつながるような活動をしっかりと小・中学校で行わせてやりたいと、そういった目標を持って現在、実際に小・中学校では体育的な指導を行っております。

そういった意味でこのところは小・中学校の中でのそういった健康体力の向上は大人になってもスポーツに親しむような資質や能力を育てていきたいというような意味を込めて表現させていただきました。

以上です。

○議長 御説明いただきましたけれども。

○高橋委員 よろしいですか。

○議長 高橋委員さん。

○高橋委員 よく説明を伺うとわかるんですけれども、多分。ちょっと言い回しが難しくわかりにくいのかなということで、多分水口委員さんも質問されたんだと思うんですが。

もう一つ、私も学びや育ちの連続性っていうところ、今の御説明伺ってもまだなおかつ私ちょっとよくわからないんですが、もう一度説明していただいてよろしいですか。

○紺田指導主幹 幼稚園のほうにも3歳児の教育課程という、1年間通してどんな活動で、どういう力を身につけさせたいかというような計画があります。そして、4歳児のもあり、5歳児にもあります。ですから、3歳児で考えている教育課程、子どもたちに身につけさせたい力、そのための活動が、今度、4歳児になったときにがらっと変わってつながってなかったら、これは1年間の教育の効果っていうのがあらわれないようになります。

そういったところで、やはり発達段階に応じて必ず1つ下の学年で習ったことは次の学年につながるというような学びとか育ちをしっかりとさせてほしいというような、そういった意味でこの学びや育ちの連続性という言葉で表現させていただいております。よろしいでしょうか。

○高橋委員 わかりました。

○議長 説明はいただいたんですが、やはり基礎とか生涯にわたってっていうのは表現変えたほうがよろしいですか。

○水口委員 基礎がそういう意味でっておっしゃるんだったらあれなんです、下の生涯にわたってその子どもたちがそういうふうにできるような指導にというような表現であれば何かしっくりくるのかなと私的には思うんですが。

生涯にわたってそういうふうになるっていうのは児童・生徒ですよね。推進していくっていうのは先生ですよね。そういう取り組みをしていきたいというのは教育の現場ですよね。そこが何かちょっと私だけだったらもういいですけど、何かずっと来ないっていう、わかりづらさなのかもわかりませんが、私自身の。そしたら取り下げますけれど。

○議長 この生涯にわたっての前の文と生涯にわたってっていうのはこれ連動性あるんですか。私が質問したらいかんのですけど、生涯にわたってスポーツがのことで、生涯にわたっての手前は俗に言う頭で考える学力のことではないんですか。

○紺田指導主幹 生涯にわたってというところがかかっているのはスポーツといった後の部分

で、それより前の段階にはかかっておりません。

○高橋委員 そうすると、根本的な話になるかもしれないんですが、水口委員さん言われたように、よく私たちの仕事の上で文章を書くときに、相手にわかる平たい言い方に努めろということを意識してするようになっているのですが、こういうような指針とか方針とかになるとどうしても難しい言葉遣いになってしまいがちなんだろうな。

でも、それを読むのは一般の市民であり、その人たちが理解できなかったらどうなんだろうなということを考えると、今私たちがこうやって何回も何回も読み返して何回も説明を受けて、ああ、そういうことなのねってしないとわからない書き方でいいのか。それとも、やっぱり指針、方針っていうのはもうこういう書き方をせざるを得ないのかというところが私もわからなくなってくるんです。

こういうものって、そういう文章の書き方なんだよっていうように聞かれたら説明してあげるよっていうものなんだと言われれば確かにもうこの書き方以上にはできないのかもしれないんですけども、普通の人を読んで1回でわからないものを出してもいいのかなというのを一方で思うんですがどうなのでしょう。

○議長 規範意識の向上を図ります、また生涯にわたってとかというふうな流れに持っていくようなことにしたら、よりわかりやすいかどうか私はわかりませんが、ちょっと私もふと思ったのは、全体で一つの文にするときに向上を図り、そしたら次もつながるような気がするんだけど、ちょっとまた同様にという部分なのか、またという部分なのか、ちょっと読み取れん部分があって、水口委員さんが生涯にわたってっていうのがどういうことなんだろうかというような部分もあったのかなとは思いますが。

長文にはできないので。例えば、こういう文言にされたらどうでしょうかという御提案があれば。

○高橋委員 私も今のところで切るだけでもわかりやすさが大分違ってきます。

○紺田指導主幹 よろしいですか。

一つの方法として今、高橋委員さんからの御提案があったように、ここの「また」のここからの後の文章表記は、いわゆる確かな学力の定着、向上というところは1つ目の確かな学力にかかっているところ。それから、倫理観や社会性、規範意識の向上が豊かな心の部分にかかるところで、最後の生涯にわたってスポーツに親しむからの後は健やかな体を育てるですから、とにかくこの3本柱は全て入れたいと。

そのところで、今、高橋委員さんが言われたところ、少し私も考えていたんですが、とりあえず規範意識の向上を図るあたりで一度切って、さらにということで生涯スポーツにつながるような資質や能力の育成と体力の向上に取り組んでいくというふうなことで少し文章を切ったほうがわかりやすいかなというふうに考えております。

○議長 今御意見ございましたが、規範意識の向上を図りますの、「ます」が正解なのかどう

かは別にして、図ります。さらに、生涯にわたってという部分において健やかな体を育てると連動できるというような形ではないかと紺田先生がおっしゃっておりますが。

○渡邊教育長 提案します。

○議長 教育長。

○渡邊教育長 今のところの一応切るということで倫理観や社会性、規範意識の向上に努めます。さらに、生涯にわたってというふうにつないでいって、生涯にわたっては私も生涯学習との絡みで切りたくない言葉なんです。ですから、そういう意味合いで規範意識の向上に努めます。さらに、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力の育成と体力の向上に取り組んでいきますというふうにしたらいかがでしょうかというふうに提案いたします。

○議長 教育長の御意見は、規範意識の向上に努めます。さらに、生涯にわたってスポーツに親しむ資質やという文言でございますが、どうでしょうか、今の御提案の言葉で。構いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 採用させていただきます。

ほかございませんか。

高橋委員さん。

○高橋委員 細かいこと言って申しわけありません。

今の塊の一番最初なんですが、子どもたちに生きる力を育んでいく必要があります、これは子どもたちのではないんですか。細かいことを言って申しわけありません。

それと、先ほどのに関連してなんですが、その次の人権・同和教育の充実の項目の中の最初の一文もとっても長いんですけれども、やはりどこかで切ったほうがわかりやすいような気がいたします。

○水口委員 今のことと一緒にということではないんですが、伊予市人権を尊重する社会づくり条例っていうのがある程度つくられておりますよね。そのことは並行して動きよるということですよ、もちろん。そのあたりを社会教育と学校教育が一体となりっていうようなところに入れ込むというのは必要性はないんですか、もう条例として動きよるから。

入れるとおかしいんですか。

〔「要らんと思う」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員 例えばですが、日常生活に人権尊重の意識が定着することを目指します。そのために社会教育と学校教育がついていうふうに分けるといけないんですか。

○議長 この高橋委員さんの御意見はとにもかくにもちょっとこの文は長いんじゃないのかなっていう御意見でございますが……。

○高橋委員 それは人がぱっと読んで理解できるのかなということが私、常にあるものですか、済いません。

○議長 最初の子どもたちっていうのもう一遍言っていただけますか。

○高橋委員 最初ですか。（１）の塊の中、知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、「子どもたちに」ではなくて「子どもたちの」ではないかと思いました。

○紺田指導主幹 議長、よろしいですか。

○議長 どうぞ。

○紺田指導主幹 今の「子どもたちに」か「子どもたちの」かというところで、意味はどちらでも通ると思うんですが、策定にこちらが判断させていただいた理由の一つとして、生きる力を育んでいく必要があるのは誰に育んでいくかというところで子どもたちにというふうな表現のほうをとらせていただきました。意味はどちらでもとれると思います。

○渡邊教育長 いわゆる子どもたちの自発性を引き出して生きる力を育んでいくという捉え方で「の」という言葉がヒットするんだろうと思うんですけども、ここで言う教育方針ということで、子どもたちの生きる力をどのように育むのかということになると、「誰の」というよりは「誰に」のほうが言葉としてはいいいんではなかろうかというふうに思います。

○議長 この点に関しましてはこの文で、「子どもたちに」という最初の文でお願いしたいと思います。

（２）の文ですが、いかが取り計らいましょうか。

○渡邊教育長 最初の日常生活に人権尊重の意識が定着することを目指しというのが一つのその次の言葉の冠になるような意味合いで掲げておるんです。そういうような意味合いから一旦、今提案されよったような形で日常生活に人権尊重の意識が定着することを目指します。そして、社会教育と学校教育が一体となりということになると、ちょっとその辺の冠的な形でこのためにこのことをするんですよということになり、ここは少し長いんですけどもこれでいいような気がします。

○議長 日常生活に人権尊重の意識が定着するという言葉が全ての冠というか、後の文にかぶってくるということらしいです。

ほかの文章に比べたら大体３行ぐらいでとまっとるのが４行になつとると長くも感じますけれども、どうしても前後の整合性というか、あるとそうらしいんですが、高橋委員さん、どうでしょうか。構いませんか。

○高橋委員 はい。

○議長 では、その人権・同和教育の括弧に関しては原案どおりということで。

そして、「子どもたちに」も原案どおりということをお願いしたいと思います。

よろしいでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 もしあと事務局のほうで字句のおかしな部分がもしあったら、またその訂正は事務局にお任せ願いたいと、一任願いたいと思います。

それでは、今の御提案、御意見のとおり修正をして、伊予市教育大綱を進めていきたいと思っています。

続きまして、協議事項2に移りたいと思います。

伊予市いじめ防止等のための基本方針について、いじめ防止対策推進法と交えて事務局から説明を申し上げますので、事務局、お願いします。

○久保田指導主事 それでは、いじめの防止等のための基本方針（案）について御説明をさせていただきます。

初めに、これを策定しなければならないことについて御説明いたします。

お手元の資料の2ページ、はじめにというところの文章のほうをごらんください。分量的に多いですので主なところをピックアップして御説明をいたします。

まず、上から2段落目からですが、国がいじめの防止等のための基本的な方針というものを策定しております。これはいじめ防止対策推進法、平成25年に施行されたものですが、これを受け、児童生徒の尊厳を保持することを目的として、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むための施策を総合的かつ効果的に推進するために策定をされたものです。

現在、いじめというものは社会的に大きな問題でもあり、また場合によっては自殺というような大変痛ましい事案も生じてきております。

伊予市におきましても、3段落目からですが、学校教育基本方針の重点目標に人権・同和教育の充実と児童生徒の健全育成というのを掲げております。この中で、いじめ問題に対しては学校いじめ防止基本方針を活用し、校長を中心に全教職員が一致協力し、全力を尽くして未然防止、早期発見、早期対応に努める、児童生徒が主体的にいじめ防止に取り組むために伊予市いじめSTOP愛顔の子ども会議等を有効に活用するなど、いじめの防止、それから問題解決等に取り組むことなどをしております。

具体的な施策としては、生徒指導主事や若年教職員を対象とした研修の実施、伊予市教育相談員や特別支援教育巡回相談員、スクールカウンセラーの配置、また今年度からはスクールソーシャルワーカーも配置をするようにしております。

一番下の段落になりますが、そういったようなことで伊予市においてはこれまで取り組んでいたことに加えて、国の基本方針や愛媛県がいじめ防止等のための基本的な方針を受け、市、学校、家庭、地域等の関係機関が連携し、いじめの早期発見やいじめを生まない素地づくりを進め、優しさと思いやりのある笑顔あふれる子どもたちを育むために伊予市いじめの防止等のための基本方針を策定するものとします。

これにつきましては、初めに申し上げたいじめ防止対策推進法というものが関連してきております。以下、法ということで説明をさせていただきます。

1 ページのほうにお返りください。

基本方針の構成についてですけれども、ローマ数字のⅠ、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項ということで、いじめの定義、いじめの理解、いじめの防止等に関する基本的な考え方ということで構成をしておりますが、これにつきましては国や県の方針と同じにしております。こういったようなことに関しては各自治体で変わっていると逆に指導等についても難しくなる可能性がありますので、国、県の方針をそのまま踏襲しております。

まず、これについて御説明をいたします。

3ページをごらんください。

いじめの定義ということで示しております。

法第2条等に記載されているものです。法の下のところですが、いじめにつきましては、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるということが示されております。また、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することも大切であるということも示されております。

それから続いて、4ページですけれども、いじめの定義ということなんですけれども、具体的には国で次の8項目に絞られております。丸印で8個示されているかと思うんですけれども、冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる等、以下、8つ書かれてありますが、これも全国的に共通してこれをいじめの内容として、こういったようなことがいじめであるというふうに捉えております。

それから、2、いじめの理解なんですけれども、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるというふうに捉えております。2つ目の段落からですけれども、加えて、いじめの加害、被害という2者関係だけではなく、学級や部活動などの所属集団の構造上の問題、例えば無秩序性とか閉塞性とかということも考えられます。また、観衆としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている、いわゆる傍観者の存在等ということにも注意を払わなければならないというふうに示しております。

続いて、3のいじめの防止等に関する基本的な考え方ですけれども、(1)としていじめの防止ということで上げさせていただいております。

5ページをごらんください。

上から4行目からですけれども、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒にいじめは決して許されないことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要であるとしています。

それから、一番下の段落ですけれども、いじめの問題への取り組みの重要性については、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要であると示しております。

続いて、(2)のいじめの早期発見に関する内容を載せています。

ここにつきましては、2行目からですが、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要であるとしています。特に、いじめというものは大人の目につきにくい時間や場所で行われることがあったり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることなどもありますので、気づきにくく判断しにくい形で行われることがあるということを認識し、ささいな兆候も見逃さないということが大切であるというふうに示しております。

また、次の段落ですけれども、この早期発見のために学校としては定期的なアンケート調査や教育相談の実施、それから市においては相談体制の充実や関係各課、諸機関と情報共有を図るなどすることが大切であるということを示しています。

続いて、(3)のいじめへの対処なんですけれども、ここでは上から5行目ですけれども、関係機関との連携が必要であるというようなことを示しております。

続いて、6ページをごらんください。

(4)地域、家庭との連携についてということなんですけれども、3行目からですが、特に最近では携帯電話やスマートフォンなどを使いたいじめということも問題になっております。こういったようなことについては学校と家庭との連携のもとに適切な防止対策を図ることが重要であるというふうに示しております。

(5)関係機関との連携ということで、下から2行目からになりますが、警察や児童相談所などとの適切な連携を図るため、平素から情報共有体制を構築し、関係機関による取り組みと連携することが重要であるということを示しております。これについてはこの後、市が設置する組織等とも関係をしていきます。

続いて、ローマ数字のⅡ、いじめの防止等のための対策の内容に関する事項なんですけれども、ここからがそれぞれ各市町、また自治体によってちょっと違ってくる内容になってきます。

まず、1、市が実施すべき施策ということで、(1)市が設置する組織を示しております。

ア、伊予市いじめ問題対策連絡協議会ですけれども、これは法第14条でこの協議会のほうを設置するように定められております。これについては別に設置要綱を設けていきたいと考えておりますので、これはまた後ほど御説明をいたします。

続いて、イ、伊予市いじめ問題対策本部会議ですが、これは法第24条、第28条にその趣旨が書かれております。これにつきましては、学校で重大ないじめ問題、重大でなくても構わないんですけれども、いじめ問題が発生した場合、伊予市教育委員会と学校とが連携をして対応に当たるといような組織になります。

続いて、ウ、伊予市いじめ問題再調査委員会、これは法第30条に示されておりますが、市長はこの再調査委員会のほうを設置するといようなことが定められております。この委員については市長が委嘱をするといような形をとっております。

この委員会の運営に関する事項についても別に定めるというふうになっておりますが、これ

につきましては常設ではなくて重大問題が発生したときに設置をするというような形をとりたいと考えます。

続いて、エ、伊予市総合教育会議ですけれども、これはこの会議のことになりますけれども、またこういった総合教育会議の中でも協議をするような場合も出てくるということを示しております。

続いて、7ページをごらんください。

(2)市が実施すべき施策ということで、アからケまで示しております。主なところを説明いたします。

アについては財政上の措置をとるということ。ウ、関係各課、関係機関との連携を図ること。また、その体制の整備をすること。エ、家庭への支援等を行うこと。オ、教育相談に応じる者の確保など、必要な措置をとること。これはスクールソーシャルワーカーや相談員等がここに該当するかと思います。続いて、カ、学校相互間の連携協力体制の整備をすること。キ、学校におけるいじめの防止等のための取組の点検や充実を図ること。ケ、重大事態への対処とその検証体制の整備をすることなどが示されております。

続いて、(3)市教育委員会が学校に対し実施すべき施策ということで、アからオまで示しております。これも主なところを説明をいたします。

ア、学校におけるいじめの防止等に資する全ての教育活動の推進のために必要な措置を講じること。イ、教職員に対し研修の実施をすること。ウ、インターネットを通じて行われるいじめの防止等に必要な啓発活動の実施をすること。エ、いじめの事案に対する学校に必要な支援や調査に関する措置をすること。そのようなことが示されております。

続いて、2、こちらのほうは学校が実施すべき施策ということで示しております。

学校は学校いじめ防止基本方針というものを定めるように、これも法に決められておりますが、これは平成26年3月に伊予市内全ての小・中学校でこの基本方針を作成していただいております。

8ページをごらんください。

この学校基本方針の策定について、その内容等ですけれども、上から2行目からですが、どのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向、取り組みの内容等を学校基本方針として定めることが必要であるとなっております。

この学校基本方針には、いじめの防止のための取り組み、早期発見、早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要であるというふうに示しております。こういったようなことに基づき、各学校は基本方針のほうを策定しております。

そこの一番下の段落ですけれども、この学校が策定した基本方針ですけれども、ホームページなどで公開しているということになっております。これについては運用状況を確認しながら

必要に応じて修正をしていくことが必要になってくるというふうに示しております。

これについては毎年生徒指導主事に集まっていいただいて、生徒指導主事がこのいじめ等については中心となって対策に当たる教員ですけれども、その生徒指導主事研修会の方でこの運用状況を指導員としても確認するようにしております。

続いて、(2)いじめの防止等の対策のための組織の設置ということで、法第22条に定められております。

9ページをごらんください。

各学校にはこのいじめ防止等の対策のための組織というものを設置しておりますが、これは常設ということになっております。こういったような仕事をするかということにつきましては、真ん中から少し上のところに白丸で4項目示しておると思いますが、こういったようなことをこの組織の中で行うということになっております。

続いて、10ページをごらんください。

(3)いじめの防止等に関する措置ということで、ア、いじめの防止、それからイ、早期発見、そして11ページ、ウ、いじめに対する措置ということで、これは初めのほうにも示したようなことと重なるところもありますが、学校側もこういったようなことに対してきちんとこのようにことに気をつけて取り組んでいくというようなことを示しております。

続いて、3、学校における重大事態への対処ということで、ここがちょっと一番大事なところになってこようかと思えます。法第28条のほうに示されております。この重大事態というどのような内容になるのかということなんですけれども、12ページ、(1)にその重大事態の意味ということで示しております。

大きく4つあります。白丸で4つ示しているものですが、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合というふうになっております。

また、相当の期間、学校を休まなくてはならないというようなことも示されておりますが、この相当の期間ということについてはその2行下に書いてありますが、目安としては年間30日の欠席というふうに示されております。

続いて、(2)ですが、重大事態が発生した場合ですけれども、市教育委員会または学校による調査のほうを行うように示しております。

まず、ア、重大事態の報告ですけれども、学校は重大事態が発生した場合は速やかに市教育委員会へ報告を行う。また、市教育委員会は速やかに市長へ報告をするというふうに示しております。

イ、調査の趣旨及び調査主体についてですけれども、市教育委員会はどのような調査組織にするのかということ判断し、学校とともにこの重大事態の調査を行うというようなことを示しております。

続いて、13ページをごらんください。

ウ、調査を行うための組織ですけれども、先ほども御説明をした市の対策本部会議というものを伊予市教育委員会内に設置をすることにします。この中で、学校、それから市教育委員会がどのような調査をしていくのかというようなことなどについて協議をし、実際に調査を行うという形になります。

次に、エ、事実関係を明確にするための調査の実施ということですが、ここで特に調査をするに当たって大事なことが書かれてあります。4行目からですが、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることであるとか、客観的な事実関係を速やかに調査するといったようなことを示しております。

次に、オ、調査結果の提供及び報告ですが、市教委や学校が主となって調査をした内容なんですけれども、これをいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を提供するというようなことを示しております。

14ページをごらんください。

ここにはその情報を提供する際に気をつけなければならないというようなことを示しております。特に、上から8行目ですが、児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報提供をする。ただし、いたずらに個人情報保護法を盾に説明を怠るようなことがあってはならないというふうに示しております。

次に、（イ）調査結果の報告ですが、伊予市教育委員会や学校が主となって調査をした内容につきましては市長に報告をするというふうに示しております。

続いて、（3）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置ということなんですけれども、市教委は報告をした内容につきまして、やはり再調査の必要があるということが生じた場合には、初めにも申し上げたように、特別に設置をするといった再調査委員会というもので調査を行うということにしております。

15ページをごらんください。

こういった場合にこの再調査の必要があるかということなんですけれども、1行目からですが、当該報告に係る重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると判断した場合にこの再調査委員会で調査を行うということになっております。

この再調査につきましても、情報を適切に保護者等に提供する責任があるということも示しております。

次に、イ、再調査の結果を踏まえた措置などということで、ここでは市長及び市教育委員会は再調査の結果を踏まえて必要な措置を講じなければならないというふうに示しております。また、市長はその結果を議会に報告しなければならないということも示しております。

最後、ローマ数字のⅢ、その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項ですけれど

も、この基本方針なんですけれども、3年を目途として見直しを検討し、また必要な措置を講ずるというようなことを示しております。

以上が主な基本方針の内容の説明になります。

続きまして、その次の対策組織図のほうをごらんいただけたらと思います。

主な組織についてちょっとその関係性をわかりやすく示した図にしているつもりなんですけれども、またわかりにくいようでしたらまた御協議いただけたらと思います。

まず、伊予市いじめ問題対策連絡協議会ですけれども、これは常設の会として設置をするようになります。法第14条、第17条が関係してきます。これにおきまして、関係機関が集まっていつでも学校等に対しての支援ができるように連携協力が図れるような体制をここでとりたいと思います。また、伊予市におけるいじめの状況等についても情報を共有したいと考えます。

学校におきましては、学校いじめ防止基本方針というものを策定し、学校いじめ防止対策のための組織を設置しなければならないということで示しております。また、伊予市教育委員会におきましては、伊予市いじめ問題対策本部会議、重大事態等が発生した場合、または重大事態でない場合でも必要に応じてこの本部会議のほうを設置するような形になります。

その下に伊予市青少年センター運営協議会というものを載せておりますが、これは社会教育課が主体となって実施しているものなんですけれども、この協議会の中でも実は各学校からいじめに関する情報等も上げられることもありますので、必要に応じてこういった場で情報共有をしたり、また中には夜市とか伊予市の祭りというような場でいじめが起こる可能性もあるということもありますので、また夜間、補導等もしていただくような立場の方たちもいらっしゃいますので、またこの場でもちょっと情報共有等できたらと考えています。

それから、市長部局としては、重大事態が発生した場合には再調査委員会を設置することがあるということを示しております。またこちらのほうもごらんいただけたらと思います。

それから、別紙資料としまして、伊予市いじめ問題対策連絡協議会の設置要綱（案）というものをお配りしているかと思うので、そちらのほうをごらんください。

これは常設ということですので、必ず年に定期的もしくは臨時的にこちらの協議会のほうを開催したいと考えます。

まず、第1条に設置を示しております。

第2条に任務を示しております。(1)地域・学校におけるいじめの防止等に関する事項、(2)いじめ防止等の対策の普及・啓発に関する事項、(3)伊予市いじめ防止基本方針に基づく取組の検証・見直しに関する事項、(4)その他必要と認める事項。

第3条に組織を示しております。委員20人以内で組織する。

第4条にはその委員を示しております。学校関係者、PTA関係者、警察関係者、行政関係者、その他必要と認められる者ということで、状況に応じてこのその他必要と認められる者、そのほかにも例えば児童相談所であるとか、または大学の教授であるとか、これも必要に応じ

てやるかと思うんですけれども、そういった方たちにも入っていただくこともあるかと思います。

2、委員の任期ですけれども、翌年3月までとするということで、基本1年間ということになります。

第5条には会長について示しております。協議会に委員長を置く。委員長は、伊予市教育委員会教育長が務める。委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。委員長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理し、又は行う。

第6条には会議について示しております。協議会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。2、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

第7条、庶務。協議会の庶務は、伊予市教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第8条、補則。この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則ですが、この要綱はできましたら平成28年4月1日から施行したいと考えております。

以上ですけれども、大変たくさんのボリュームになって申しわけないんですけれども、また御協議よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

伊予市いじめの防止等のための基本方針（案）の説明と、伊予市いじめ問題対策連絡協議会の設置要綱（案）の説明がございました。この件に関しまして、委員さん、御意見、また御提案、また御質問等々ございましたら、大事な問題ですのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

○矢野委員長 内容については事前に読ませてもらいました。私個人の考えとしては、もうこれはこれでもう本当立派なものができております。この教育大綱についても、それから基本方針についてもなんですけれども、一番大事なことはこれを策定するためにこれをつくったというものでは、せっかく本当すばらしいものができているのに、あるというだけになりますので、現場の先生方、大変忙しいと思うんですけれども、もしこれができましたら必ず伊予市でありますっていうのを校長会でも、現場の研修の中に入れていただいて、必ず一人一人の先生が目を通すというふうな形をとっていただいたらもうここで一生懸命作成した意義があるんじゃないのかなと思います。

どうしても今の先生方、忙しいので、なかなか読む間がないとは思いますが、本当読むといかにいじめが私たちの最近の課題になって、市長以下、みんなが取り組んでいるというようなよくわかると思いますので、そこらあたりをできた暁には是非時間をとって読む機会、つくってもらえたらありがたいと思いました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

水口委員さん。

○水口委員 矢野委員長がお話になりましたけれど、いじめ防止等の基本方針等については私もすばらしいものができたんじゃないかなというふうに思っております。全然ちょっと関係違いのことを私質問するかもわからないですけど、ちょっとだけ御容赦願いたいと思うのは、市民にとっては学校教育の場合と、いわゆる何が言いたいかというと幼稚園と保育園の関係なんですが、厚生省、文部省ということであっても就学前に、さっき紺田先生からお伺いした生きる力の基礎を培うためのっていうようなことがありましたよね。

それは幼稚園、学校教育なんかではこうですよっていうことですが、この会を持つっていうことは対応できるために関係各課との連携とかというのがありますよね。当然、福祉と教育委員会の連携とかというのはどのような形で、親御さんの就労体制によって保育園へ行かざるを得ない子どもさん、0歳児とか1歳児未満とかそういう子どもさんは別としても、5歳とか4歳とかっていう、保育園へ行ってる方は学校教育の幼稚園ですよ、幼稚園と同じようなことができてないと、やっぱし学校へ上がってからは必要なことではないかなと思うんですが、そこ辺の連携っていうものはどういうふうな、もし問題が起こったときはこの会議を開いてすぐ連携のもとっていうような対応ははっきりうたわれてますけれど、そのあたりはちょっと心配になるんですが、どうなんでしょうか。

○鶴岡局長 ただいまの水口委員さんの御質問なんですが、今現在子ども総合相談センターと、仮称ですけど、というのを来年度から発足させるということで検討が進んでおります。その中で、さまざまな育児相談でありますとか、教育相談、そういったものを受けるような形で体制を整えつつあります。

そういった中で、教育部門とか福祉部門とかというそういう全ての問題を一手に対応していきこうということで対応を進めております。

○水口委員 ちょっといいですか。それは相談の分野ですよ。相談じゃなしに、いわゆる保育園の現場、幼稚園の現場で、幼稚園をこういうふうに育ていこうっていう基本方針をうたわれておりますけれど、市民の子どもさんっていうのは幼稚園へ行こうか、保育園へ行こうか同じことじゃないという考えじゃないかなっていうのがちょっと私はとっても気になるんです。

相談はその総合で相談体制ができているけれど、ちょっと理解していただけますか。言えること、わかっていただけます。

○渡邊教育長 いわゆるこの伊予市の教育大綱ということだから、教育行政的な形ですから、いわゆる幼児教育の範疇にある、保育園も、幼稚園もこの大綱に基づいて進んでいただくというのがこの大綱の本筋だと思います。

ですから、そういうようなこれができ上がった暁にはそれぞれの保育園でもこういうふうな

進め方でやっておりますのでというふうな道筋というんですか、理念はお伝えしていかないか
んというふうに思っております。

○水口委員 わかりました。ありがとうございます。

○紺田指導主幹 水口委員さんの御心配されていること、もっともだと思います。学校教育法
でいえば、幼稚園だけが含まれて、保育所が含まれておりませんので、幼稚園教育に対し
てこちらがこういうサポートをしているのに保育所の教育については伝えてないというところ
が恐らく一番心配されているんじゃないかなと思うんですが、またそういったところは管轄の
子育て支援課とも連携を図りながら、先ほど教育長さんのほうが言われましたように、こうい
った大綱も含めてなんですが、幼稚園教育に対して指導する内容についてはもちろん子育て支
援課を通して、保育所についても通知等をして保育所、幼稚園が集うような教育内容が実施さ
れるようにこちらのほうも努力していきたいと思います。

現状では、年間を通じて何回か保育所、幼稚園の先生も一緒になって特別支援教育とか人
権・同和教育の研修会なども行っておりますので、そういった機会も含めて今後さらに幼稚
園、保育所も含めた教育の推進というのを考えていきたいと思います。

○水口委員 ありがとうございます。安心いたしました。

○高橋委員 よろしいですか。

○議長 高橋委員さん。

○高橋委員 矢野委員長さんも言われましたけれども、できることは非常にありがたいこと
で、立派なものができていると私も非常に思っておりますが、これ以前に全くこういったもの
がなかったかというところではなく、県のほうでもやっぱりそういった指針というのは出して
いたと思うんですが、国ももちろんそうなんですが、では現場でそれがちゃんと守られていた
かということ、やはり人が考えること、感じることなので必ずしもそのとおりになっていなかっ
たのではないかなと私は感じております。

何度も私自身が相談を受けて県に問い合わせたこともありましたけれども、現場の感覚と指
針とが違ふなということを見たことがありますので、せっかくこれ伊予市で独自につくったの
ですから、矢野委員長さんの言われたように、きちんと目を通して読んでいただくということ
はもちろんのと、必ず実行していただく、守っていただくということを徹底していただきたい
なと思います。

○久保田指導主事 よろしいでしょうか。

○議長 どうぞ。

○久保田指導主事 今、高橋委員さんが言われたとおりなんですけれども、これについては先
ほどもあったような校長会等を通じて学校のほうにも周知をしたいとともに、これは完成しま
したら市のホームページ上に公開のほうを考えたいと思っておりますので、市民の方々のほう
にもこれを読んでいただいて、御意見等も含めてまたこういったようなものを活用していくん

だというようなことを知っていただきたいというふうに考えています。

○議長 早い段階でわかったらいいんでしょうけど、金品を隠されたりとか、なかなかこれが現場は難しいところやと思うんです。そこらもここまで明記をされてくると、学校の先生も現場大変でしょうけれども、学校だけじゃなしに地域がやはり見守っていかんといかんという部分もございますので、このせっかくいじめの防止等のための基本方針ができて、できましたら何とかこの伊予市においていじめのない学校生活ができれば本当にありがたく思います。

ただ、矢野委員長のお言葉じゃございませんけど、絵に描いた餅にならないようにということとでございますのでよろしくお願いをしておきます。

その他という項目も設けておるんですけど、このいじめの基本方針につきましてはほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ありがとうございます。

それでは、もし字句の訂正等々、後で気づきましたら事務局のほうで修正をとということでございますけど、ほとんどチェックされてると思いますからそういうところもないと思いますのでよろしくお願いしたいと存じます。

それでは最後に、協議事項3、その他ということでございますけれども、その他という項目について御意見、御質問等々ございましたら、せっかくの機会でございます。なかなか年間、10回も20回も開かれる会でございますので、時間はたっぷりございますと言ったら怒られるかもしれませんが、どうぞその他のところで、こんなことがあるんやけど行政としてはどういうふうに対応するんですかとかというのを含めて、教育委員さん5人がおそろいというようなことも、私の目の前ではめったにないんでよろしくお願いしたいと思います。

○水口委員 そしたら、せっかく言っていただきましたので、時間が長くなって申しわけないんですが、私いつも思うんですけれど、先生と児童生徒の信頼関係というのが非常に薄れてるような気がするんですよ。先生にこんなこと言っても、言う前から子どもたちが諦めているとか、そんな話を保護者の方たちからも何度も私お話を伺った、具体的な話は聞かないんですけれど、その伊予市が独自に先生と生徒の信頼回復のためとか、よりいい関係を保つために何かやってるんですよっていうふうなことがあればお教えいただいとったら、またその話が出たときに、いえいえ、こういう取り組みをしますよってお話できて安心もしていただけるかなと思ったりするんですが、何か独自の何かがありますか。

○議長 教育委員さんもいろいろ質問されますからね。

久保田指導主事、お願いします。

○久保田指導主事 本当にそういったことは大切だと思うんですけれども、正直こちらのほうで具体的な対策、施策をとすることは行っていないんですけれども、ちょっと1つ思うのが、これも新聞等でも調査が載っていたかと思うんですけども、大変時間的にも多忙で子ども

たちとゆっくりかかわる時間は少なくなっているようには感じます。

私も教員生活も随分と長くなってきましたですけども、若かったころは放課後も子どもたちがちょっと残って勉強を見たりとか、遊んで帰るというようなことが多かったんですけども、できなくなったまず一つには不審者等によるいろいろな事件も起こりまして、集団で下校させなければならないというようなことも一つ。

それからあと、教職員のいろんな雑務、研修等も大変多くなっているということが1つ、こういったようなことから、やはり子どものそばにいただけでもちょっと違うんじゃないかと思うんですが、そういった時間もちょっと減ってきているというふうには感じます。

こういったような教員がどこでそういった時間を生み出すことができるのかと考えると、なかなか公務を減らしてあげればいいんですけども、なかなかそのあたりもちょっとできないというところが現状でして、ちょっと正直いい対策ということが今できてないという感じです。

○水口委員 もう一つだけいいですか。

じゃあ、例えば教育委員が、先生が少しでも楽になるっていうか、どういうことを地域の人に言うてくだされば僕たちは少し楽になれるっていうか、少しでも救われるよっていうような、どうでしょう。PTAの関係とか、そのあたりで何か苦勞されているようなことで、私は力になれることがあるんだったらいい機会だから教えていただけるとありがたいなと思っております。

○議長 渡邊教育長。

○渡邊教育長 地域の方はそれぞれ先生のマイナス面は見るんですけども、いいところが見えんのですよね。だから、1つでも2つでもいいところがある、あの先生はこういうところがすごいんだよということを口コミで広げてほしい。落とすのは何ぼでも落とすんです。ところが、あの先生はこんなところがちょっとやけど、よさがあるんだよと言ってほしい。もし協力できるんやったら先生の顔を知って、人となりを知って、その先生のよさの一つでもこういう先生、話題に上ったときはこういうよさがあの先生はあるんよというふうに、同じく口コミで広げていただければすごくありがたいなと思います。簡単ですけどもなかなか難しいです。

以上です。

○議長 久保田先生。

○久保田指導主事 あと、最近では学校によってはおやじの会というようなものなんかがつくられてきたりとかしているんですけども、お父さんの協力が随分得られるようになっている学校なんかは比較的、お父さんとの交流、先生との交流、これも学校の仕事をのけて、人間的なつながり、日常的な話をしたりとか、趣味の話をしたりとか、そういったようなことなんかもできたりするようないところもあったりして、私にとっても以前にいた学校などではこれあり

がなかったんですけれども、そういったお父さんの協力なども実際学校としては助かることも多いかなというふうには感じたことがあります。

以上です。

○紺田指導主幹 議長、よろしいですか。

○議長 どうぞ。

○紺田指導主幹 私のほうからも1点、教育委員さんの立場でまた地域へ、広げていただきたいことという中で、答えになるかどうかわかりませんが、現在学校のほうもできるだけ積極的に家庭や地域に足を運んで保護者の方や地域の皆さんといろんな話をしながら人間関係をつくって、ともに子どもたちの健全育成について考えていってほしいということを今積極的に指導しております。

逆に、地域の方たちも遠慮しないでもっともっと学校に足を運んでいただきたい。例えば、参観日といったら親しか行けないからといえばそうではないんです。もっともっと地域のおじいちゃん、おばあちゃんも遠慮なく来ていただいて、子どもの様子も見てもらおうし、また先生の様子も見てもらおう。そうすると、やっぱりうわさで聞く先生と、実際に子どもたちにかかわっている先生の姿っていうのは、もしかしたら違う姿が見えるかもしれない。そういったところからしっかりと関係づくりが生まれてくるのではないかと思います。

ですから、お互いが積極的に地域に足を運んだり、また学校に足を運んでいきたい。なかなかやはり学校の垣根が高いので入りにくいというような、そういった雰囲気も今なお根強く残っているということは聞いたりもしますが、そういったことではなくて、とにかくどんどんお互いが出向いていってよりよい人間関係を築くことでさらにいい子どもたちが育っていく大きな手だてになるのではないかなと思いますので、またそういったところを、教育委員さんなんかも地域へ積極的に学校へ足を運ぶことなどを広げていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 やはり個性を伸ばす時代でそれぞれ世界に一つだけの花とかというような位置づけがあるんかもしれませんが、個性、個性というてもうちの子が今日、給食を食べてこなんだ、まずかったんで給食代返せとかというようなモンスターペアレントとか、またモンスターチルドレンとかというの、テレビ市場ではお見受けをしたりするんですけども、時々ニュースなんかを見るときにぽっと出るんですけど、伊予市においてはそういった極端なめちゃくちやを言う親とか、めちゃくちやをする子とか、またこれも守秘義務があってなかなかいろんな場でこんな子がおるんですよとは言にくい部分もあって、結局隠れてしまってる部分もあるんじゃないのかなと意識はしとるんですけども、実際、成人式なんかはおとなしく終わらせてもいただいたけど、伊予市における小・中学校で、特にモンスターチルドレン的な子がどんどんどんどん低学年化をしておるようなことも聞きますけど、そういった先生、今の伊予市の現状っていうのはどんなんですか。

○紺田指導主幹 全国的によく報道されるようなモンスターペアレントやモンスターチルドレン等についてはもう現在伊予市ではそういった事例は聞いておりません。何とか先生方で対応ができる保護者、子どもたちということで指導のほうができていると感じております。特に、こちらのほうから特別報告があったという事例はございません。

先ほど市長さんが言われたように、確かに個性を尊重する、一つだけの花と、そういったものもあるんですけれども、やっぱり個性を大切にすることと、やはり集団生活での規律を徹底して守らせるということは両方大事なことですから、どちらかが強過ぎるとやはり子どもたちにとってすごく窮屈な学校生活になるのかなと思いますので、そのあたり、学校のほうでもやはり優しさと厳しさ、両方持って指導していきたいというような考えでやっております。

○議長 優しさ、厳しさがあつたらいいじめも早く発見もできるような環境が整うんじゃないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

○鷹尾委員 先生と生徒が接する時間が少ない、どうしても先生の雑務というか、昔に比べたらむちゃくちゃ増えて、それで先生の余裕をなくしてるという。それに対して市独自でいろんな対策というのは難しいんでしょうけれども、これはもう日本全国そういうふうになってると思うんですが、何とか市独自で簡素化していくようなことっていうのはとれないもんなんですか。

○議長 久保田主事。

○久保田指導主事 ちょっと実は私も今後考えてみたいなと思う一つの施策としては、いろいろな校務をするときにどうしても今、先生方はパソコンを使って処理をしたりすることがもうほとんどなんですけれども、例えば子どものプリント一つをつくるにも結構時間が割とかかったりもするんですけれども、それを例えば伊予市の全小・中学校で共有できるようなシステム、これいわゆる校務支援システムというようなものがあるんですけれども、これをするには例えば市でサーバー機を置いて情報セキュリティーをきちんとして情報が漏れないようにしてとかそういったような対策をとる必要があるし、当然予算がかかってくることなんですけれども、これがもしできれば、学校側の教員としてはものすごく校務の処理に関する時間は減ってくるんじゃないかと私は考えているんですけれども、何分予算がかかってくることなので、今後、もしよければこれを御検討もいただけたらというふうには、ちょっと内々では思ってるころはあるんですけれども。

以上です。

○議長 他市でそういう採用しとるようなところあるんですか。

○久保田指導主事 詳しくは聞いてはいないんですけれども、県下でもそういう校務支援システムを導入している市町、あるというふうには聞くんなんですけれども、例えば大洲市あたりとか、東予もありましたかね、県下でもあると思います。詳しいそのシステムの仕組みについて

はちょっと説明を受けたことはないんですけども、そこの市町で務めてた教員などから得た情報であるとかです。

○議長 そのことによって先生方の負担ということないけど、余りにも多岐にわたるとる枠が軽減されて、子どものいじめとかいろんなことに発見するのに早期発見とか、また大綱等を具現化していくための必要なことやと思う、予算どれぐらいかかるかまず調べとって。そっから始めんと。

○紺田指導主幹 教員の多忙感が年々増えているということで、これはどうしようもない問題なんですけれども、児童数減少によって学級の数がどんどん減ってくると、その学校の先生の数が減ってきます。

ですから、以前はある程度の人数がいて、先生の数もいるから同じ仕事をするにしても多くの先生方で分担しているから1人当たりの仕事の量っていうのが、昔は今ほどではなかったんです。

それが子どもの数が減り、学級が減って先生の数が減ったために、やることは昔も今ももう同じようにあるので、そうすると減った人数で同じことをしますからどうしても1人当たりの仕事量が増えると、それが結局多忙化につながって、子どもたち一人一人にかかわっていく時間が少し減少していった原因ではないかなと、それも一つの理由とは考えられるんですが、でもこればかりは幾ら言ってもどうしようもならないことですから、それ以外で、先ほど久保田指導主事のほうから言いましたICTなどを活用して、できるだけ校務を両立的に運営できるような、そういった方法も今後しっかりと考えていけたらなとは思っております。

○議長 それでは、靄岡局長さん、よろしく。

○靄岡局長 話は聞いておきますので。

○議長 聞くだけではいかんの。せっかくここで上がったやつは、また報告して。

○靄岡局長 はい。

○議長 ほかにほごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 特にないというか、またあったらあったで、またよろしくお願ひしたいと思ひますが、本日の議題は全て終了いたしました。本当に御多忙のところ御参集賜りまして、また新たな伊予市の子どもたちの未来のためにも、また全体が、地域がよりよくなっていくということにおいて、それはやはり子どもたちに目を向ける時間が少しでも多くなる。やっぱり大変な時代ですから、自分のことで精いっぱいということになってくると、登下校する子どもたちもなかなか目が行かない、もう交差点だけで立っておる方だけが見ておるんではないんであり、子どもたちというのは地域へ帰ってきたらおじいちゃん、おばあちゃんに声かけてくれたらまたそれはそれでうれしい気持ちもありますし、そういったことも含めまして、教育委員さん皆さん方には今年もいろいろとお世話になり、また御指導もいただこうと思ひますが、よろしく

お願いを申し上げまして、本日の会を閉じたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○鶴岡局長 閉会を宣言

午後5時30分 閉会